

さ情審査答申第61号  
平成21年6月30日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 小 池 保 夫

### 答 申 書

平成21年1月15日付けで貴職から受けた、「住民票の交付請求について」に係る全関係書類（以下「本件対象行政情報」という。）の非公開決定に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成20年12月17日付け浦区区第1066号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件処分」という。）のうち、「住民票（除票）の閲覧制限及び同写しの交付停止措置について」の部分を除く本件対象行政情報について、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した非公開決定は妥当であり、「住民票（除票）の閲覧制限及び同写しの交付停止措置について」の部分については、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した非公開決定は妥当でないので、その存在を認めた上で改めて公開請求に対する決定を行うべきである。

#### 第2 異議申立人の主張の要旨

##### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、実施機関が行った本件処分について取り消し、特定の個人を識別できる情報を除いた部分公開を求めるというものである。

##### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

実施機関は本件に関する一連の対応の中で、他の行政機関からさいたま市長宛に発行された通知書の存在や、行政情報公開決定等期間延長通知書において、延長の理由を「市以外の第三者に関する情報が記載され

ており、その者の意見を聴取するため相当の期間を要するため」とするなど、既に対象行政情報が存在することを認めている。

それにもかかわらず、実施機関は本件の非公開決定通知書の「公開しない理由」において、「条例第10条に該当（当該公開請求に係る行政情報が存在するか否かを答えるだけで、個人に関する情報を公開することとなるため）」としており、自己矛盾をきたしている。本件対象行政情報が「存在するか否か」の余地は無く、「公開しない理由」にはならない。

行政情報公開請求書における「公開請求に係る行政情報の名称又は内容」欄の謳い方により行政情報の公開義務に差があってはならない。

実施機関は、『他の行政機関からさいたま市長宛発行された「住民票(除票)の閲覧制限及び同写しの交付停止措置について」を含む』との記載から、「住民票の交付請求について」という通知書に係る全関係書類の中に上記通知書が存在するという、同通知書の内容を知る本人しか知り得ない情報であることが認められ、このことから、公開請求者本人に関する個人情報の公開を求める請求と判断できるから、請求文書の存否を明らかにして公開・非公開の判断をすることは、実施機関が上記通知書を特定の個人へ送付したか否かを公開することになる、と非公開の理由を述べているが、この部分を例えば「住民票の第三者請求拒否処分全件に係る全関係書類（平成20年度中・浦和区）」と記載すれば、上記実施機関の主張部分は非公開理由になる余地は無くなる。

異議申立人が公開を求めているのは行政情報（住民票の第三者請求拒否を内容とする行政処分に係る関係書類）であり、その全てが「個人情報」ではない。「個人に関する情報」とは、請求文書中の「氏名、生年月日等」をいうのであり、それ以外は「非公開情報」にはあらず、そこからは、「特定の個人」を識別することは出来ないはずである。

このことは、他の行政機関から実施機関宛に発行された通知書についても同様であり、「特定の事案」と識別されることはない。したがって、条例第8条（部分公開等）に基づけば、実施機関は、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。

住民票の第三者請求は必要な限度において住民基本台帳法第11条の2で認められているのであるから、住民票の第三者請求拒否をした処分庁にその行政処分にかかる関係書類が存在しないことはありえず、存否応答拒否の余地は無い。万一、本件公開請求が全面的に拒否されるのであれば、それは、条例第1条（目的）に規定する「市の諸活動を市民に説明する責務」の放棄に等しい。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 本件公開請求に係る行政情報の名称又は内容の記載から、特定の個人に関する行政情報の公開を求める請求と判断できる。このことから、本件対象行政情報の存否を明らかにして、公開又は非公開の決定をすることは、実施機関が特定の個人に通知書を送付したか否かの事実の有無を公開することになり、この事実はそれ自体が条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であるうえ、同号ただし書アからウに該当しない。
- 2 同様に、他の行政機関から実施機関宛に当該事案に関して発行したという通知書についても、存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人が市や他の行政機関に特定の申出を行っている事実の有無が明らかになるほか、事務の適正な執行を困難にし、ひいては実施機関への申出制度そのものを形骸化させる恐れも懸念される。  
このことから、条例第10条の規定に基づき本件行政情報の存否を明らかにせず公開請求を拒否したものである。
- 3 条例に定める情報公開制度は、事実上何人でも請求することができ、誰に対しても同じ情報が公開されるものである。特定の相手方に通知をした事実があることをもって、公開・非公開の判断に影響はない。

### 第4 審査会の判断の理由

- 1 本件対象行政情報について  
本件対象行政情報は、他の行政機関から実施機関宛発行された「住民票（除票）の閲覧制限及び同写しの交付停止措置について」を含む「住民票の交付請求について」に係る全関係書類である。
- 2 条例第10条該当性について  
条例第10条は「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。実施機関が公開請求のあった行政情報について、当該行政情報の存否を明らかにするだけで非公開情報の保護利益が害されるときには、当該行政情報の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否すること（存否応答拒否）ができることを定めたものである。  
本件公開請求については、行政情報の存否を答えるだけで住民票の交付請求に関する情報の有無、情報の種類、内容を答えると同様の結果を生ずることとなる。  
よって、本件対象行政情報の存否を答えると、条例第7条の規定による

非公開情報が公開されることになることから、実施機関が条例第10条の規定により本件対象行政情報のうち、他の行政機関から実施機関宛発行された「住民票（除票）の閲覧制限及び同写しの交付停止措置について」の部分を除く、本件対象行政情報についてその存否を明らかにしないで公開請求を拒否したことは妥当である。

- 3 本件対象行政情報のうち、他の行政機関から実施機関宛発行された「住民票（除票）の閲覧制限及び同写しの交付停止措置について」の部分について

この部分に関する行政情報についても、本来、実施機関は条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否することは妥当であった。

しかし、実施機関は、当該行政情報に関して、平成20年6月24日付け浦区区第376号において『他の行政機関から「住民票（除票）の閲覧制限及び同写しの交付停止措置について」の通知が、さいたま市長宛発行されており』と述べ、また、行政情報公開決定等期間延長通知書の「延長理由」の欄において、「請求に係る行政情報には、市以外の第三者に関する情報が記録されており、その者の意見を聴取するため相当の期間を要するため」と記載して、その存在を前提に応答をしまっている。

したがって、この該当部分に関する本件対象行政情報を非公開とする理由を存否応答拒否とすることは、合理的ではない。

以上のように、当該行政情報は、実施機関が、その存在を本件に関する一連の対応の中で認めるという特殊な状況下におかれているものであるから、その存否までも非公開としたのは妥当ではない。

それでは、当該行政情報に関する公開・非公開の決定は、どう判断すべきであろうか。

実施機関が当該行政情報の存在を公開請求人に通知したことから、当該情報を公開すべきである、ということにはならず、条例に照らして個別に公開・非公開の判断をしなければならない。

実施機関が存在を認めた当該行政情報は、条例第7条の規定する個人に関する情報等に該当し、非公開とすべきものと思料される。

- 4 以上のとおり、本件異議申立てについて、当審査会は上記第1の結論のとおり答申する。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

	平成21年 1月15日	諮問の受理
	同 年 2月10日	実施機関から理由説明書を受理
	同 年 2月19日	審議
	同 年 3月19日	実施機関からの意見聴取及び審議
	同 年 4月 6日	異議申立人から意見書を受理
	同 年 4月16日	審議
	同 年 5月21日	審議
	同 年 6月18日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会 長	小 池 保 夫	大学教授
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者
委 員	満 木 祐 子	弁護士

(五十音順)